

対イラン経済制裁最新動向

2014年12月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所がリテン契約に基づき現地法律コンサルティング事務所 Clyde & Co LLP から提供を受けた情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部進出企業支援課

※2015年4月1日の組織変更により、
部課名およびメールアドレスが変更と
なりました。

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Clyde & Co LLP, Dubai
Level 15, Rolex Tower,
PO Box 7001, Dubai, UAE
Sheikh Zayed Road,
Tel: +971 4 384 4000

Fax: +971-4-384-4004

E-mail：mero@clydeco.ae

كليرد اند كو
CLYDE&CO

P5+1（安全保障理事会常任五カ国+ドイツ）の交渉人とイランの間で、イラン核開発計画に関する協議と制裁措置を2015年6月まで延長することが合意されました。今回は、この制裁措置がUAEおよびMENA地域のビジネスに与える影響と措置の緩和により成長が見込まれるビジネスについて検証します。

制裁措置がMENA地域の企業に与える影響

米国や欧州連合をはじめ、多数の国によるイランへのさまざまな制裁措置は、2010年半ば以降、さらに強められてきました。特定の個人や組織の資産を凍結するとともに、エネルギー、海運業など、イラン経済における特定分野を対象に、制裁措置が講じられており、これら分野への投資、機材提供、技術援助が禁止されています。また、イランを国際金融市場から孤立させることを目的に、イランの金融機関は国際取引から締め出され、イラン企業が欧米の保険会社と保険・再保険契約を結ぶことも禁じられています。MENA地域の企業が、制裁に準拠し、業務を行うためには、重複する部分も含め、欧米の複雑な法規則を十分理解し、それらの域外適用についても理解を深める必要があります。

通常、MENA地域で営業する欧米企業と労働者も、制裁の対象となります。また、国籍や所在地にかかわらず、イランのエネルギー、海運、造船業へ“多大な”貢献をする企業および個人、特定のイラン企業と取引を行う企業および個人すべてを対象とする米国の“二次的制裁”と呼ばれるカテゴリーも存在します。イラン経済のこれら分野に多大な援助を与える企業は、米国から“アクセス拒絶”のかたちでの罰則が科される可能性があり、その罰則は、渡航禁止、米金融機関による融資禁止、場合によっては資産凍結などさまざまです。

しかし、MENA地域でのビジネスにとって、最も大きな障害となっているのは、制裁措置の結果生じる間接的な影響です。

現代の国際取引において最も重要な役割を担う金融機関、特に米ドルのクリアリング銀行（手形交換組合銀行）は、国際取引市場からイランを孤立させるための立法において、恰好的的となってきました。

重い罰金を逃れるため、大手銀行の多くは、イラクと関係があるとみられる顧客や事業へのサービスを停止しています。

これは、MENA地域やUAEの企業、特にイランと親密な関係を持つ企業にとって深刻な問題です。合法的にイランと取引を行う権利のある事業者であっても、今日の国際経済において不可欠な銀行取引や保険などの金融サービスを受けられない状況にあります。

現場での影響

制裁により MENA 地域のビジネスが受ける影響の実態を知るために、Clyde & Co は、企業を対象とした無記名アンケートを実施しました。回答いただいた業種には、保険会社、金融機関、船舶、石油／ガス／エネルギー関連企業、航空会社など、イラン制裁措置の対象とされる業種をはじめ、サービス業、通信、コンサルティング、不動産、経理、食品など、制裁措置の直接的な対象とはされないものの間接的な影響を受ける可能性のある業種も含まれます。

MENA 地域のビジネスへの影響について、1（認識される影響なし）～5（多大な影響を受けている）までのスケール評価をお願いしたところ、認識される影響はないと答えたのは、全回答者のうちわずか 15%でした。全体の 67%が 3～5 と評価し、うち 19%が多大な影響を受けていると回答しています。

興味深いことに、全体の 46%が、特定の業務活動の禁止そのものよりも、制裁措置の影響が明確でない、融資や保険の獲得が困難、イランとの海外送金ができないなど、間接的な要因によって、取引が減少したと回答しています。

イランでの将来的なビジネスチャンス？

長年にわたり制裁措置および海外投資の制限を受けてきたイランでは、インフラの近代化が切望されています。イランの人口は 7,700 万人、そのうち 4,300 万人は 30 歳以下です。そのため、消費者向け商品小売業にとっても、魅力的な市場といえるでしょう。

外国投資家の保護に関し、イランは 2002 年に外国投資奨励保護法（以下「FIPPA」）を制定しました。FIPPA は、大規模なインフラ事業、バイバック契約などの金融スキーム、投資家が事業主となる BOT（建設・運営・譲渡）事業への外国投資家による投資について定めています。FIPPA に基づき承認される外国投資額に制限はありません。FIPPA に従い事業遂行を目的として設立される会社は、100%海外資本によるものでもかまいません。FIPPA に基づき、承認・登録された外国投資は、没収や国有化に対し補償を受ける権利が与えられるなど、同法により手厚く保護されます。また、FIPPA は、交換可能通貨による利益の本国送還のために、数々の外国為替換算法を設けています。

またイランには、多くのフリーゾーンがあり、フリーゾーン内では、税金や関税が免除され、100%海外資本会社の設立、資本および利益の本国送還も認められています。

この、ほぼ未開拓の巨大なイラン市場は、制裁措置がなければ、MENA 地域のビジネスにとって、大きなチャンスを秘めた取引市場といえるでしょう。制裁措置の緩和が期待さ

れる中、同地域の企業は、イランへの投資、イランとの取引再開の可能性を検討中です。Clyde & Co のアンケート結果によると、制裁措置の緩和後、イランとの取引拡大を検討するつもりはないと回答したのは、全体のわずか 4%でした。18%は、取引拡大を検討するかもしれないが、今のところ積極的に検討はしていないと答えています。しかし、43%が、制裁措置の緩和を待って、イランとの取引拡大を検討するつもりがあると答え、35%は、イランとの取引拡大は優先課題であり、制裁措置の緩和が実施されるのを待つのみと答えています。

制裁措置緩和の見込み

2015 年 6 月、あるいはそれ以降でさえも、交渉が合意に至るという保証はありません。しかし、我々のアンケート結果から、MENA 地域の多くの企業が、制裁措置緩和を見込んでおり、その後のイランとの取引について既に計画していることが明らかとなりました。

一方、アンケート結果から、銀行、保険会社およびその他の金融機関を対象とした制裁措置の間接的な影響が、イランとの取引減少の要因であることも明らかとなりました。よって、イランとの取引を大幅に増大させるためには、国際取引において重要な役目を担う金融機関 に対し、規制緩和がなされる必要があるでしょう。

お問い合わせ先

巻田隆正, リーガルダイレクター

takamasa.makita@clydeco.com

Patrick Murphy, リーガルダイレクター

patrick.murphy@clydeco.com

Clyde & Co は、本記事の内容に基づき行動した、あるいは行動を差し控えた結果生じる損害に対し、一切責任を負いません。本記事の一部あるいは全文を Clyde & Co の許可なく使用、転載、電子的、機械的、コピー機により複製することを禁じます。

Clyde & Co LLP は、イギリスおよびウェールズに登録する有限責任事業組合で、弁護士規制局の取り締まりを受けています。Qatar Financial Centre 事務所は QFCA 認可済み。

Abdulaziz A. Al-Bosaily 法律事務所は Clyde & Co LLP の提携事務所としてリヤードで認可を受けています。ライセンスの詳細は <http://www.albosailylawoffice.com> をご覧ください。